

第3次あいプランからの変更点について（対照表）

第3次あいプラン				第4次あいプラン			
事業番号	施策	内容	R元年度達成状況	事業番号	施策	内容	備考
1	男女共同参画の視点に立った調査・研究の充実	*性別・年代別の意識や実態等を調査し、市民のニーズや実情を把握し、意識変革のための研究を行います。	○	1	男女共同参画の視点に立った調査・研究の充実	*性別・年代別の意識や実態等を調査し、市民のニーズや実情を把握し、意識変革のための研究を行います。	
2	多様な広報媒体を通じた広報・啓発活動の推進	*広報紙、ポスター、FMいかる、ホームページなどの多様な媒体を活用し、世代に応じた男女共同参画の理解を深める広報・啓発活動を進めます。	○	4	多様な広報媒体を通じた広報・啓発活動の推進	*広報紙、ポスター、FMいかる、ホームページなどの多様な媒体を活用し、世代に応じた男女共同参画の理解を深める広報・啓発活動を進めます。	
3	人権教育・啓発の推進	*男女共同参画を人権課題の一つととらえ、「綾部市人権教育・啓発推進計画」に基づき、法の下での平等、個人の尊重といった人権の視点からの教育・啓発を推進します。	○	5	人権教育・啓発の推進	*男女共同参画を人権課題の一つととらえ、「綾部市人権教育・啓発推進計画 かがやきプラン」に基づき、法の下での平等、個人の尊重といった人権の視点からの教育・啓発を推進します。	
4	男女共同参画の視点に立った市の刊行物における表現の配慮	*男女共同参画の視点から市の刊行物等について固定的な性別役割分担意識を肯定、又は連想させるような内容や表現にならないようにします。	○	6	男女共同参画の視点に立った市の刊行物における表現の配慮	*男女共同参画の視点から市の刊行物等について固定的な性別役割分担意識を肯定、又は連想させるような内容や表現にならないようにします。	
5	男女共同参画の視点でメディアを読み解く力をつける取組の推進	*メディアからもたらされる膨大な情報を無批判に受け入れるのではなく、主体的に読み解いていく力をつけるための学習を行います。	○	7	男女共同参画の視点でメディアを読み解く力をつける取組の推進	*メディアからもたらされる膨大な情報を無批判に受け入れるのではなく、主体的に読み解いていく力をつけるための学習を行います。	
6	男女共同参画の視点に立った保育の推進	*保育園、幼稚園関係者自身が男女共同参画に対し、敏感な視点を持つよう研修の充実を図ります。また、固定的な性別役割分担意識にとられない保育の推進を図ります。	○	8	男女共同参画の視点に立った保育の推進	*保育所、こども園関係者自身が男女共同参画に対し、敏感な視点を持つよう研修の充実を図ります。また、固定的な性別役割分担意識にとられない保育の推進を図ります。	
7	幼稚園、学校における男女平等教育の推進	*教職員が男女平等の視点を更に広げるために研修の充実を図ります。また、男女平等の視点に立った学習が行えるよう、指導内容や指導方法、教材について研究します。	○	9	幼稚園、学校における男女平等教育の推進	*教職員が男女平等の視点を更に広げるために研修の充実を図ります。また、男女平等の視点に立った学習が行えるよう、指導内容や指導方法、教材について研究します。	
8	性別にとられない生徒指導・進路指導の推進	*性別にとられず、一人ひとりの個性や能力を十分伸ばしていくため、生徒指導や進路指導において男女平等の視点に立ち、男女ともに偏らない専攻分野の選択ができる指導を行うための研究に取り組むとともに、教職員の研修の推進を図ります。	○	10	性別にとられない生徒指導・進路指導の推進	*性別にとられず、一人ひとりの個性や能力を十分伸ばす生徒指導や進路指導の研究に取り組むとともに、教職員の研修の推進を図ります。	
9	男女平等教育のための学校運営の推進	*固定的な役割分担にとられない学校運営体制を整え、男女平等教育のための学校運営を推進します。	○				学校運営については、今回盛り込まない。
10	男女共同参画の視点を取り入れた学習会等の充実	*あいアカデミー、あいセンター講座やフェスティバル等を開催し、学習機会の提供や地域への意識啓発の推進を図ります。	○				
11	男女共同参画の視点を取り入れた生涯学習の充実	*性別にとられない多様な生き方を目指す生涯学習を推進するための指導者を養成します。また、男女共同参画や固定的な性別役割分担意識解消の視点に立った学習の場を提供します。	○	11	男女共同参画の視点を取り入れた学習の場の充実	*男女共同参画や固定的な性別役割分担意識解消の視点に立った学習の場を提供します。また、性別にとられない多様な生き方を目指す生涯学習を推進するための指導者を養成します。 *性別や性的指向・性自認にとられない多様な社会を目指すための学習機会を提供します。	10と11を統合。多様な性のあり方についての学習機会について盛り込む。
12	市職員の研修の充実	*男女共同参画の視点を養い、理解を深める職員研修を充実するとともに、講演会等への参加促進を図ります。	○	13	市職員の男女共同参画に関する意識の向上を図る研修の充実	*各部署において、男女共同参画の視点に立った事業展開が行えるよう、職員の意識を高め、理解を深めるための職員研修を充実します。	12、21を統合

第3次あいプラン				第4次あいプラン			
事業番号	施策	内容	R元年度達成状況	事業番号	施策	内容	備考
13	市の審議会等における女性の参画の促進と市政への女性の意見の反映	*市の審議会等委員の委嘱の在り方を見直し、男女とも40%以上の参画を目標として取り組むとともに、定期的な調査、分析を行い、結果を公表します。また、男女がともに参画しやすい環境をつくるため、パブリック・コメントの実施及び審議会等の委員公募制の促進や積極的改善措置の導入に努めます。	△	14	市の審議会等における女性の参画の促進と市政への女性の意見の反映	*市の審議会等委員の委嘱の在り方を見直し、男女とも40%以上の参画を目標として取り組むとともに、定期的な調査、分析を行い、結果を公表します。また、男女がともに参画しやすい環境をつくるため、パブリック・コメントの実施及び審議会等の委員公募制の促進や積極的改善措置の導入に努めます。	
14	市における女性職員の職域拡大と管理職への積極的登用の促進	*女性職員が多様な仕事を経験し能力が発揮できるよう職域の拡大を図るとともに、管理職への女性の登用20%以上を目標として取り組みます。	○	15	女性市職員の職域拡大と管理職への積極的登用の促進	*女性職員が多様な仕事を経験し能力が発揮できるよう職域の拡大を図るとともに、管理監督職への女性の登用30%以上を目標として取り組みます。	
15	女性の職域拡大と積極的登用への啓発	*民間企業において女性職域拡大や管理職等への積極的登用が行われるよう、国・府などと連携し啓発を行います。	○	16	女性の職域拡大と積極的登用への啓発	*民間企業において女性職域拡大や管理職等への積極的登用が行われるよう、国・府などと連携し啓発を行います。 *地域産業に従事する女性の貢献を正當に評価し、方針決定の場への参画を促進します。	15、16、45、46を統合 農業、商業者も地域産業に含む。
16	女性の職域拡大と積極的登用への啓発	*農業、商業、地域産業に従事する女性の貢献を正當に評価し、方針決定の場への参画を促進します。	○				
17	女性の人材養成の充実	*女性のエンパワメントにつながる内容を積極的に取り入れた講座、企画や指導力を向上させる講座を開催し、さまざまな分野で活躍できる女性リーダーを養成します。	○	18	女性の人材養成の充実	*女性のエンパワメントにつながる内容を積極的に取り入れた講座、企画や指導力を向上させる講座を開催し、さまざまな分野で活躍できる女性リーダーを養成します。	
18	女性人材情報の収集・整備・提供	*女性人材情報を収集整理し提供に努めます。	○				個人情報でもあり、今回の計画には盛り込まない。
19	女性がチャレンジできる環境づくりと情報の提供や相談	*国・府・関係機関と連携して、女性が希望を持って、いつでもどこでも、誰でもチャレンジできる環境づくりを行うとともに、チャレンジ支援に関する情報の提供、相談や講座等を開催します。	○	19	女性がチャレンジできる環境づくりと情報の提供や相談	*女性が希望を持って、チャレンジできる環境づくりを行うとともに、チャレンジ支援に関する情報の提供、相談や講座等を開催します。 *女性団体やグループの自主的な活動への支援とネットワークづくりを促進します。	19、62を統合（あいセンター機能の充実は、3へ）
20	学習の推進による、慣習やしきたりなどの見直し	*固定的な性別役割分担意識に基づく慣習やしきたりの改善に向けて、参加しやすい内容や時間帯を考慮した講座等を開催し、男性及び若年層の参加促進及び学習機会の充実を図ります。	○	12	学習の推進による、慣習やしきたりなどの見直し	*固定的な性別役割分担意識に基づく慣習やしきたりの改善に向けて、参加しやすい内容や時間帯を考慮した講座等を開催し、学習機会の充実を図ります。	44、48と統合 1-2-(2)
21	男女共同参画の視点に立った市の行事の推進	*職員の意識を高め、男女共同参画の視点に立った市の行事を行います。	○	13	市職員の男女共同参画に関する意識の向上を図る研修の充実	*各部署において、男女共同参画の視点に立った事業展開が行えるよう、職員の意識を高め、理解を深めるための職員研修を充実します。	12、21を統合 1-2-(2)

第3次あいプラン				第4次あいプラン			
事業番号	施策	内容	R元年度達成状況	事業番号	施策	内容	備考
22	慣習やしきたりを見直すための広報・啓発活動の推進	*メールマガジン、FMいかる、ホームページなどあらゆる手段を利用し、多様な方法による世代に応じた広報・啓発活動を進めます。 ・あいセンターだよりの発行 ・広報ねっとによる啓発 ・男女共同参画インフォメーションの発行 ・綾部市公式ホームページによる啓発	○	4	多様な広報媒体を通じた広報・啓発活動の推進	*広報紙、ポスター、FMいかる、ホームページなどの多様な媒体を活用し、世代に応じた男女共同参画の理解を深める広報・啓発活動を進めます。	2と統合し、I-1-(2)
23	防災分野への男女共同参画の促進	*防災対策が男女のニーズの違いを把握し進められるよう、男女共同参画の視点を取り入れた防災計画の策定に努めます。また、地域における防災活動の男女の参画や災害に関する知識の習得を進めるとともに、自主防災活動への支援を図ります。	○	51	防災分野における男女共同参画の推進	*防災対策が男女のニーズの違いを把握したうえで進められるよう、男女共同参画の視点を取り入れた防災計画の策定に努めます。	51, 52に分割。 Ⅲ-4-(1)
				52	地域における防災活動への支援	*地域における自主防災活動の男女共同参画の推進や活動への支援を図ります。	
24	環境保全に関する施策の推進と男女共同参画	*リサイクル推進員、環境市民会議等への男女の積極的な参画を進めます。	○	17	地域活動における女性の参画拡大	*多様な地域活動における意思決定の場への女性の参画を促進するため、さまざまな機会を通じて啓発を行います。 *住みよいまちづくりを男女がともに進めるために、市民が主体的に実施するコミュニティ活動やまちづくり活動を支援します。	24, 25, 26, 59, 60, 61, 85, 86, 87を統合。地域におけるあらゆる活動の場における女性の参画促進を一つにまとめる。 Ⅱ-1-(1)
25	地球規模での環境問題についての学習	*地球規模での環境問題について、男女が積極的に取り組むための学習の場を設けます。	○				
26	市民活動等における活動の支援	*住みよいまちづくりを男女がともに進めるために、市民が主体的に実施するコミュニティ活動やまちづくり活動を支援します。	○				
27	性と生殖に関する意識の啓発と浸透	*男女とも対等な関係の下にお互いの意思と自己決定を尊重し、性と生殖に関する正しい知識と妊娠・出産にかかわる女性の心身について理解を深め、男女の生涯を通じた健康支援の重要性について啓発を行います。	○	44	性と生殖に関する意識の啓発と浸透	*男女とも対等な関係の下にお互いの意思と自己決定を尊重し、性と生殖に関する正しい知識と妊娠・出産にかかわる女性の心身について理解を深め、男女の生涯を通じた健康支援の重要性について啓発を行います。	
28	性同一性障害を理由とする差別をなくすための啓発	*性同一性障害を理由とする差別をなくすための啓発を進めます。	○				性自認、性的指向に関する啓発は、「人権かがやきプラン」で取組むこととする。
29	学校における性教育の充実	*自分の身体や性を大切にすることを基本に、あらゆる教育活動を通じて、身体や性に関する正しい知識を得ることができるよう、性に関する教育の充実を図ります。	○	45	学校・家庭における性教育の充実	*自分の身体や性を大切にすることを基本に、あらゆる教育活動を通じて、身体や性に関する正しい知識を得ることができるよう、性に関する教育の充実を図ります。	
30	ライフステージに沿った生涯にわたる健康づくりの推進	*幼児期、思春期、成人期、更年期、高齢期等のライフステージに沿った健康づくりの総合的な展開を図ります。また、生涯にわたって心身ともに健康に過ごせるよう、健康診査等の受診を促進し、健康管理のための学習や生活習慣改善指導などの充実を図ります。特に、健康診査・各種がん検査等を受ける機会が少ない女性に対して、受診しやすい環境づくり及び機会の充実を図ります。	○	46	ライフステージに沿った生涯にわたる健康づくりの推進	*幼児期、思春期、成人期、更年期、高齢期等のライフステージに沿った健康づくりの総合的な展開を図ります。また、生涯にわたって心身ともに健康に過ごせるよう、健康診査等の受診を促進し、健康管理のための学習や生活習慣改善指導などの充実を図ります。特に、健康診査・各種がん検査等を受診しやすい環境づくり及び機会の充実を図ります。 *性差に応じた的確な医療である性差医療を推進します。	30, 31統合

第3次あいプラン				第4次あいプラン			
事業番号	施策	内容	R元年度達成状況	事業番号	施策	内容	備考
32	こころと身体の健康づくりと悩みについての相談・カウンセリング体制の充実	*こころや身体の健康をめぐる問題について気軽に相談でき、男女共同参画の視点で対応できる相談・カウンセリング体制の整備を図ります。 ・こころや身体の悩みについての相談 ・更年期・不妊の悩みについての相談など	○	47	こころと身体の健康づくりと悩みについての相談・カウンセリング体制の充実	*こころや身体の健康をめぐる問題について気軽に相談でき、男女共同参画の視点で対応できる相談・カウンセリング体制の整備を図ります。	
33	拠点施設の充実	*保健福祉センターを生涯にわたる健康づくりの拠点として、保健・医療・福祉が連携した総合的な施策の展開を図ります。	○				※(1)
34	母性機能の社会的重要性についての啓発推進	*母性機能の社会的重要性について、冊子や講座の開催などによる意識啓発を推進します。	○	48	母性機能の社会的重要性についての啓発推進	*母性機能の社会的重要性について、冊子や講座の開催などによる意識啓発を推進します。	
35	妊娠・出産期における女性の健康支援と母子保健の充実	*安心して子どもを産むことができるように、また母子の健康な生活を支援するため、妊娠から出産までの健康診査の受診を勧奨し、保健指導や相談等を充実します。	○	49	妊娠・出産期における女性の健康支援と母子保健の充実	*安心して子どもを産むことができるように、また母子の健康な生活を支援するため、妊娠から出産までの健康診査の受診を勧奨し、保健指導や相談等を充実します。	Ⅲ-2-(3)へ
36	薬物乱用・喫煙・飲酒対策の促進	*喫煙の有害性やアルコール依存症及び薬物乱用防止に関する啓発を行います。	○				※(1)
37	HIV/エイズ及び性感染症の予防対策の推進	*HIV/エイズ及び性感染症に対する正しい情報の提供を行います。また、学校などと連携し、児童生徒が発達段階に応じた正しい知識を身に付けるための教育を推進します。	○				※(1)
38	事業者等への雇用機会均等法などの普及	*男女雇用機会均等法などの趣旨を普及させ、雇用の分野での男女平等を推進するために、関係法令に関する講座・講演会等を実施するとともに啓発を推進します。 ・パートタイム労働法 ・労働者派遣法 ・育児・介護休業法 など	○	20	事業者等への雇用機会均等法などの普及	*男女雇用機会均等法などの趣旨を普及させ、雇用の分野での男女平等を推進するために、関係法令に関する講座・講演会等を実施するとともに啓発を推進します。	
39	フレックスタイム制・再雇用制度などの普及・啓発の推進	*国・府等と連携して企業等に対して、フレックスタイム制、裁量労働制やワークシェアリングなど、柔軟な働き方についての自主的な取組や女性の再就職の機会を増やすために、再雇用制度の普及・啓発を行います。	○	21	フレックスタイム制等多様な働き方の普及・啓発の推進	*フレックスタイム制、テレワーク、在宅勤務等、柔軟な働き方についての自主的な取組や女性の再就職の機会を増やすために、再雇用制度の普及・啓発を行います。	
40	企業、団体等のポジティブ・アクションへの取組についての啓発の推進	*民間企業、団体等に対しポジティブ・アクションの情報を提供し、具体化への啓発を推進します。	○	23	企業、団体等のポジティブ・アクションへの取組についての啓発の推進	*民間企業、団体等に対しポジティブ・アクションの情報を提供し、具体化への啓発を推進します。	
41	女性組織の育成とリーダー養成	*農林業・自営業等に従事する女性のための研修を充実し、組織の育成やリーダーの養成を行います。	○	24	女性組織の育成とリーダー養成	*農林業・自営業等に従事する女性のための研修を充実し、組織の育成やリーダーの養成を行います。	
42	異業種交流のためのネットワーク形成の促進	*団体の自主的な活動を支援し、異業種交流のためのネットワークの形成を推進します。	×				現在、制度や事業がない。
43	農林業・自営業等に従事する女性の実態把握及び労働条件向上のための支援	*農林業・自営業等に従事する女性の状況についての調査等を行うなど、その問題点やニーズを把握します。また、家族経営協定*32などの普及に努め、女性の労働条件向上のための支援を行います。	○	25	農林業・自営業等に従事する女性の実態把握及び労働条件向上のための支援	*農林業・自営業等に従事する女性の状況について問題点やニーズを把握します。また、家族経営協定などの普及に努め、女性の労働条件向上のための支援を行います。	

第3次あいプラン				第4次あいプラン			
事業番号	施策	内容	R元年度達成状況	事業番号	施策	内容	備考
44	固定的な性別役割分担意識を変革するための啓発の推進	*根強く残る固定的な性別役割分担意識に基づく慣習やしきたりを見直し、意識改革のための啓発を推進します。	○	12	学習の推進による、慣習やしきたりなどの見直し	*固定的な性別役割分担意識に基づく慣習やしきたりの改善に向けて、参加しやすい内容や時間帯を考慮した講座等を開催し、学習機会の充実を図ります。	20と統合し、12 I-2-(2)へ
45	農林業・自営業等に従事する女性の方針決定の場への参画の促進	*各種団体等における女性の正組合員化や役員への就任など、女性の方針決定の場への参画を促進します。	×				16に統合する。
46	農林業・自営業等に従事する女性の経営能力の向上と経済基盤確立の促進	*女性の経営技術や管理能力を高めるため、関係機関と連携を図り、実務講座等の機会を提供します。また、女性が果たしている役割を適正に評価し、報酬の明確化を図るなど女性の経済基盤の確立を促進します。	×				現在、制度や事業がない。女性の役割の正当な評価については、16に盛り込む。
47	職業能力の向上に向けた講座の開設と研修会への参加促進	*女性の職業意識・職業能力の向上のための講座等の開設を関係機関と連携して行います。また、女性の職域拡大や職業能力の向上のための研修会などへの積極的な参加を促進するための啓発を行います。	○	26	職業能力の向上に向けた講座の開設と研修会への参加促進	*女性の職業意識・職業能力の向上のための講座等を関係機関と連携して行います。また、女性の職域拡大や職業能力の向上のための研修会等への積極的な参加を促進するための啓発を行います。	
48	企業における意識の改善と女性の職域拡大を推進するための啓発	*企業における固定的な性別役割分担意識の改善と、女性の職域拡大に向けた情報提供と啓発を行います。	△				20と統合し、12へ I-2-(2)
49	起業活動を目指す女性への支援	*起業活動を目指す女性への相談などの支援を関係機関と連携して行います。	○				
50	就労、資格取得等の情報提供と労働相談窓口の充実	*働く女性にかかわる情報や、就労意欲のある女性の能力開発、資格取得等の情報を積極的に提供します。また、働く女性のさまざまな相談に応じられるよう関係機関と連携した相談体制の充実を図ります。	○	27	起業、就労、資格取得等の情報提供と労働相談窓口の充実	*働く女性にかかわる情報や、起業活動を目指す女性、就労意欲のある女性の能力開発、資格取得等のための情報を積極的に提供します。また、働く女性のさまざまな相談に応じられるよう関係機関と連携した相談体制の充実を図ります。	49、50統合
51	再就職に向けた支援	*育児や介護などのために退職した女性の再就職に向けた取組を、国・府などと連携して行います。	○	28	再就職に向けた支援	*育児や介護などのために退職した女性の再就職に向けた取組を、国・府などと連携して行います。	
52	仕事と生活の調和の理解と浸透	*仕事と生活の調和を図るために、両立支援の必要性について、事業者や市民などに情報提供や啓発を行います。	○				
53	事業者などへの仕事と育児・介護の両立のための制度の普及と啓発の推進	*男女がともに仕事と家庭などとの両立が可能な環境が整備されるよう、事業者及び市民に育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法*33等の法律の趣旨や内容を広めます。また、育児・介護休業取得に向けても、国・府などと連携しながら情報提供や啓発を進めます。	○	29	ワーク・ライフ・バランスのための制度の普及と啓発の推進	*仕事と生活の調和を図るために、両立支援の必要性について、事業者や市民などに情報提供や啓発を行います。 *業者及び市民に育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法等の法律の趣旨や内容を広めます。	52、53を統合
54	市における男性職員の育児・介護休業取得の推進	*特定事業主行動計画に基づき、男性職員の育児・介護休業制度の取得を奨励する取組を積極的に進めます。	△	30	男性市職員の育児・介護休業取得の推進	*特定事業主行動計画に基づき、男性職員の育児・介護休業制度の取得を奨励する取組を積極的に進めます。	

第3次あいプラン				第4次あいプラン			
事業番号	施策	内容	R元年度達成状況	事業番号	施策	内容	備考
55	労働時間短縮促進への啓発	*働く男女が職場・家庭・地域でバランスのとれた活動をするため、労働時間短縮に向けた取組の普及啓発を国・府などと連携して行います。	○	31	労働時間短縮促進への啓発	*働く男女が職場・家庭・地域でバランスのとれた活動をするため、労働時間短縮に向けた取組の普及啓発を国・府などと連携して行います。	
56	男性に対する啓発の推進	*男性が参加しやすいテーマや時間帯を考慮した講座を開催し、男性の参加を促進するとともに、男性向けパンフレットの作成などの取組を進めます。	○	32	男性に対する啓発の推進	*男性が参加しやすいテーマや時間帯を考慮した講座を開催し、男性の参加を促進するとともに、男性向けパンフレットの作成などの取組を進めます。 *男女が共に家庭的役割を担うことが出来るように、男性も参加しやすい家事・育児・介護講座を実施し、男性の参加を促進します。	56、57を統合
57	男性が自立するための支援	*家事・育児能力等を身に付け、家庭的役割を担うことが出来るように、男性も参加しやすい内容や時間帯を考慮した家事・育児・介護講座を充実し、男性の参加を促進します。	○				
58	家庭における共同責任の確立への啓発の推進	*家庭での男女平等意識と共同責任の確立のため、固定的な性別役割分担意識や家事労働の評価について考える機会を提供し、啓発を進めます。	○	33	家庭における共同責任の確立への啓発の推進	*家庭での男女平等意識と共同責任の確立のため、固定的な性別役割分担意識や家事労働の評価について考える機会を提供し、啓発を進めます。	
59	自治会等の地域活動への男女共同参画の促進	*自治会・PTA・老人クラブなど地域活動における意思決定の場への女性の参画の促進に努めます。	○	17	地域活動における女性の参画拡大	*多様な地域活動における意思決定の場への女性の参画を促進するため、さまざまな機会を通じて啓発を行います。 *住みよいまちづくりを男女がともに進めるために、市民が主体的に実施する活動を支援します。	24, 25, 26, 59, 60, 61, 85, 86, 87を統合。地域におけるあらゆる活動の場における女性の参画促進を一つにまとめる。II-1-(1)
60	地域ボランティア活動への支援と男女共同参画の促進	*男女の参画を促進するため、さまざまな機会を通じて啓発を図るとともに、情報の提供や活動支援を行います。	○				
61	地域文化・スポーツ活動への男女共同参画の促進	*多彩な地域文化活動への男性の積極的な参画と意思決定の場への女性の参画を促進するため、さまざまな機会を通じて啓発を行います。	○				
62	女性団体活動への支援とネットワークづくりの促進	*女性団体やグループの自主的な活動への支援とネットワークづくりを促進します。 ・綾部市女性(あい)センターの機能の充実	○	19	女性がチャレンジできる環境づくりと情報の提供や相談	*女性が希望を持って、チャレンジできる環境づくりを行うとともに、チャレンジ支援に関する情報の提供、相談や講座等を開催します。 *女性団体やグループの自主的な活動への支援とネットワークづくりを促進します。	
				3	男女共同参画センター機能の充実	*男女共同参画を進めるうえでの拠点として、あいセンターの機能の充実を図ります。	I-1-(1)
63	子育て・介護に関する支援体制の充実と啓発	*次世代育成支援対策推進行動計画*35、高齢者保健福祉計画*36に基づき、安心して、子育て・介護ができるよう支援体制を充実します。また、男女がともに担う子育て・介護についての啓発及び情報の提供を行います。	○	34	子育て・介護に関する支援体制の充実と啓発	*次世代育成支援対策推進行動計画、高齢者保健福祉計画に基づき、安心して、子育て・介護ができるようインフォーマルサービスも含めた支援体制を充実します。また、男女がともに担う子育て・介護についての啓発及び情報の提供を行います。	

第3次あいプラン				第4次あいプラン			
事業番号	施策	内 容	R元年度達成状況	事業番号	施策	内 容	備考
64	子育て・介護の相談体制の充実	*子育て・介護について、相談体制を充実します。 ・家庭児童相談室 ・地域子育て支援センター ・療育教室 ・在宅介護支援センター ・地域包括支援センターなど	○	36	子育て・介護の相談体制の充実	*子育て・介護について、相談体制を充実します。	
65	子育て・介護にかかわる地域活動への支援	*子育て・介護を地域で支えるために市民が行う活動に対し積極的な支援を行います。また、子育て家庭の交流・介護者の交流機会の充実を図ります。	○	35	子育て・介護にかかわる地域活動への支援	*子育て・介護を地域で支えるために市民が行う活動に対し積極的な支援を行います。また、子育て家庭の交流・介護者の交流機会の充実を図ります。	
66	ひとり親家庭の生活の安定と自立のための支援	*次世代育成支援対策推進行動計画に基づき、ひとり親家庭の生活の安定と各種援助制度と就労支援の充実を図ります	○	37	ひとり親家庭の生活の安定と自立のための支援	*次世代育成支援対策推進行動計画に基づき、ひとり親家庭の生活の安定と各種援助制度と就労支援の充実を図ります	
67	多様なニーズに対応できる保育の充実	*子育てと仕事の両立支援に向け、延長保育、病後児保育、一時保育など臨時的、突発的な保育の充実を図ります。	○	38	多様なニーズに対応できる保育の充実	*子育てと仕事の両立支援に向け、延長保育、病児保育、一時保育等臨時的、突発的な保育の充実を図ります。	
68	放課後学級の充実	*学童期の児童が放課後安心して過ごすことができるよう、放課後学級の充実を図ります。	○	39	放課後学級の充実	*学童期の児童が放課後や夏季休業中等に安心して過ごすことができるよう、放課後学級の充実を図ります。	
69	高齢者の生きがい保持に向けた支援	*高齢者保健福祉計画に基づき、豊かな高齢期に向けて、高齢者の生きがい保持に向けた支援を行います。 ・健康や生きがいについての高齢者への学習機会の提供 ・若い世代と高齢者がお互いの理解を深めるための世代間交流 ・高齢者のスポーツ・レクリエーション活動等の促進	○				※(1)

第3次あいプラン				第4次あいプラン			
事業番号	施策	内 容	R元年度達成状況	事業番号	施策	内 容	備考
70	高齢者の生活の安定への支援	*高齢者が地域で安心して暮らせるよう、地域でのふれあい、支えあいの活動を更に推進します。また、高齢者の権利擁護のための体制づくりを推進します。	○	50	困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備	*高齢者や障害のある人、外国籍等の人、性的少数者であることに加え、性差により複合的に困難を抱える人が地域で安心して暮らせる体制づくりを推進します。	70、71、72、73を統合 Ⅲ-3-(1)
71		*経済的な安定のため、高齢者の知識、技能、経験を活かせる雇用・就業の場の確保について支援します。	○				
72	障害のある人の自立支援	*綾部市障害者計画及び障害福祉計画等に基づき、障害のある人が安心して生活することができる体制づくりを推進します。	○				
73	相談業務の充実	*民生児童委員等と連携し、相談業務の強化に努めます。	○				
74	暴力に関する啓発と情報の提供	*暴力は人権を侵害するものであるとの認識を浸透させ、あらゆる暴力の根絶に向けた啓発や相談、支援などの情報提供を行います。	○	40	DV等暴力的行為の根絶に向けた啓発の推進	*DVをはじめとする暴力的行為は犯罪であり、重大な人権侵害であるという認識を深め、根絶に向けた意識を醸成するための啓発や情報発信、学習機会の提供を行います。	74、77統合 Ⅲ-1-(1)
75	女性に対する暴力の実態調査の実施	*女性に対する暴力の実態を把握するための調査を実施します。	△				プラン策定等の時期に行う。
76	女性に対する暴力をなくす市民活動への支援	*女性に対する暴力をなくす活動を行う市民団体等と連携を図り積極的な支援を行います。	×				該当する団体がないため、本計画には盛り込まない。
77	DVに関する知識の普及	*DVは犯罪であり、重大な人権侵害であるという認識を深めるため、学習機会の提供や啓発を行います。	○	40	DV等暴力的行為の根絶に向けた啓発の推進	*DVをはじめとする暴力的行為は犯罪であり、重大な人権侵害であるという認識を深め、根絶に向けた意識を醸成するための啓発や情報発信、学習機会の提供を行います。	74、77統合 Ⅲ-1-(1)
78	DV被害者への情報提供	*暴力に悩んでいる人が、DVについての情報を取得したり、安心して相談機関などに行けるよう、情報提供や広報活動を行います。	○	41	DV被害者への情報提供	*暴力に悩んでいる人が、DVについての情報を取得したり、安心して相談機関などに行けるよう、情報提供や広報活動を行います。	
79	DV被害者に対する相談体制の充実	*相談窓口の周知を図るとともに、二次的被害防止の観点から庁内の連絡体制の確立を進めます。 ・女性相談の周知 ・相談窓口職員の研修充実	○	42	DV被害者に対する相談体制の充実	*相談窓口の周知を図るとともに、二次的被害防止の観点から庁内の連絡体制の確立を進めます。 *多様な相談体制の充実を図ります。	
80	関係機関と連携した被害者への支援	*相談業務に携わる、警察、京都府家庭支援総合センター等関係機関との連携強化を図り、暴力に悩む人への支援に努めます。	○	43	関係機関と連携した被害者への支援	*相談業務に携わる、警察、京都府家庭支援総合センター、京都府北部家庭支援センター等関係機関との連携強化を図り、暴力に悩む人への支援に努めます。	
81		*京都府北部家庭支援センターに一時保護施設の設置に向け、府・関係機関と連携を図ります。	○				必要に応じ、要望活動等を行う。

第3次あいプラン				第4次あいプラン			
事業番号	施策	内 容	R元年度達成状況	事業番号	施策	内 容	備考
82	セクシュアル・ハラスメント防止対策の充実	*セクシュアル・ハラスメントの防止、問題が生じた場合の適切な対応について、啓発や研修実施への働きかけを行うとともに相談体制の充実を図ります。	○	22	ハラスメント防止対策の充実	*セクシュアル・ハラスメントをはじめとするハラスメント防止について、事業所等へ啓発や研修実施への働きかけを行うとともに、問題が生じた場合の適切な対応について、啓発や研修実施への働きかけを行うとともに相談体制の充実を図ります。	Ⅱ-2-(1)
83	国際社会における男女共同参画社会づくりに関する学習と情報収集	*あいアカデミー等において、国際社会における男女共同参画社会づくりや国際情勢などの講座を開催します。また、インターネット等を活用した国際的な情報収集を行うとともに、本市からも情報発信を行います。	○	2	国際社会における男女共同参画社会づくりに関する学習と情報収集	*国際社会における男女共同参画社会づくりや国際情勢等の情報収集を行うとともに、講座等により広く市民に啓発を行います。	I-1-(1)
84	国際理解のための啓発の推進	*異なる文化や生活習慣に対する理解を深めるために、あいアカデミー等において国際理解のための啓発を進めます。	○				※(1)
85	友好都市等の交流事業への男女の参画促進	*外国の友好都市等の交流事業への男女の積極的な参画を促進します。	○				
86	市民による国際交流・国際協力への支援	*市民や民間団体を主体とした外国人居住者との交流活動を促進するための支援を行います。	○	17	地域活動における女性の参画拡大	*多様な地域活動における意思決定の場への女性の参画を促進するため、さまざまな機会を通じて啓発を行います。 *住みよいまちづくりを男女がともに進めるために、市民が主体的に実施する活動を支援します。	24, 25, 26, 59, 60, 61, 85, 86, 87を統合。地域におけるあらゆる活動の場における女性の参画促進を一つにまとめる。 Ⅱ-1-(1)
87	市内の外国人居住者への支援	*綾部国際交流協会と連携し、国際交流活動や日本語教室を展開するなど、市内在住の外国人のための生活相談や情報提供を行います。	○				
88	世界連邦都市宣言の尊重と世界平和を目指す活動への男女の参画	*市民平和祈願の集いや「平和と環境の日」関連行事への積極的な参加を図ります。また、市民が主体となった平和を目指す活動への積極的な支援を行います。	○				※(1)

※(1) 他の個別計画（高齢者保健福祉計画、障害者計画、健康増進・食育推進計画等）や、担当部署で施策を実施している内容で、男女共同参画に関する内容でない施策については、本計画の施策には盛り込まない。